

学校法人永原学園西九州大学短期大学部と公益社団法人日本青年会議所
九州地区佐賀ブロック協議会との包括的連携・協力に関する協定書

学校法人永原学園西九州大学短期大学部と公益社団法人日本青年会議所九州地区
佐賀ブロック協議会（以下「両者」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が相互の発展をめざし、包括的な連携のもとそれぞれの資源を有効に活用し、幅広い分野で連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は次の事項について連携・協力する。

- （1）SDGs（Sustainable Development Goals）に関すること
- （2）インターンシップ、情報教育及びその他教育活動に関すること
- （3）地方創生に係ること
- （4）教育活動及び教育課程の評価に関すること
- （5）その他両者が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 この協定による連携・協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとし、定期的に協議の場を持って推進を図る。

（情報の保持）

第4条 両者は、この協定に基づき連携・協定を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、一方または双方から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。

（その他）

第6条 この協定の具体的な事項の実施及び本協定に定めのない事項については両者の協議によるものとする。

本協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

令和3年11月4日

佐賀市神園三丁目18番15号
学校法人永原学園
西九州大学短期大学部

学長

福元裕二

佐賀市神野西4-3-18
公益社団法人日本青年会議所
九州地区佐賀ブロック協議会

2021年度

会長

吉原慎一郎
